

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

V 社会福祉

28 保育対策

保育所は、保護者が労働や病気などの理由で児童の保育ができない場合に、保護者に代わってその児童の保育を行っている。また、近年の保育需要の多様化に応じて、次のような特別保育対策の充実を図っている。

保育所数等の推移

保育所数等の推移

(各年4月1日現在)

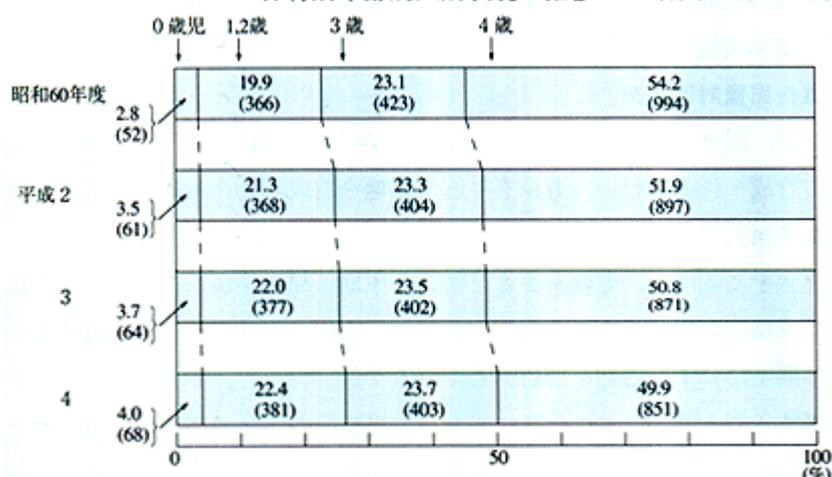
年次	保育所数			保育所入所定員 (人)	保育所措置人員 (人)
	総数 (か所)	公営 (か所)	私営 (か所)		
昭和60年	22,899	13,600	9,299	2,080,451	1,770,430
平成2	22,703	13,380	9,323	1,978,989	1,637,073
3	22,669	13,347	9,322	1,968,666	1,622,326
4	22,637	13,322	9,315	1,958,796	1,618,657

資料：厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」

保育所年齢別入所状況の推移

保育所年齢別入所状況の推移

(各年3月1日現在)



(注) ()内は入所見数であり、単位は千人である。

資料：厚生省児童家庭局調べ

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

V 社会福祉

28 保育対策

[乳児保育]

乳児(0歳児)については,安全を保持し順調な発達を保障するため,設備や職員配置等の保育条件に配慮した保育を行っている。

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

V 社会福祉

28 保育対策

[延長保育]

通勤距離の伸長等による保育時間延長のニーズに対応するため、午後7時頃までの延長保育を実施している。

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

V 社会福祉

28 保育対策

[夜間保育]

就労形態の多様化等に伴う夜間保育のニーズに対応するため、午後10時頃まで開所している夜間保育所をモデル的に実施している。

夜間保育・延長保育・障害児保育等の年次推移(国庫補助の対象)

夜間保育・延長保育・障害児保育等の年次推移(国庫補助の対象)

(各年度末現在)

	昭和62年度	63	平成元	2	3	4
乳 児 保 育 (か所数)	3,320	3,738	4,340	5,001	5,662	6,323
延 長 保 育 (か所数)	411	487	746	819	952	1,118
夜 間 保 育 (か所数)	26	27	30	33	36	36
障 害 児 保 育 (人数)	4,870	4,870	4,920	5,067	5,249	4,065

資料：厚生省児童家庭局調べ

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

V 社会福祉

28 保育対策

[障害児保育]

保育所で行う集団保育が可能な中程度までの障害児を、健常児との集団保育が適切に実施できる範囲内の人数で受け入れている。

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

V 社会福祉

28 保育対策

[一時的保育事業]

週3日程度のパートタイム就労に対応した非定型的保育サービスや、保護者の傷病等に対応した緊急保育サービスを実施している。

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

V 社会福祉

28 保育対策

[長時間保育サービス事業]

残業等やむをえない事情により長時間の保育を必要とする児童に対し、午後10時頃までの保育サービスを実施している。

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

V 社会福祉

28 保育対策

[企業委託型保育]

企業からの委託を受けて、児童福祉施設の経営を行う社会福祉法人が、日曜・祝祭日や深夜における保育サービスを提供する。

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

V 社会福祉

29 児童の健全育成対策

[児童厚生施設]

児童館,県立児童厚生施設(宿泊型を含む),児童遊園において,児童の健全な遊び場の確保,健康の増進,情操教育等の事業を行っている。

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

V 社会福祉

29 児童の健全育成対策

[児童厚生施設地域交流事業]

子どもと老人が地域ぐるみで交流をすることにより、児童に老人へのいたわり、思いやりの心を芽生えさせ、情操を高めるための活動を実施している。

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

V 社会福祉

29 児童の健全育成対策

[児童厚生施設自然体験活動事業]

豊かな自然環境の中から大人が与える遊びでなく,子ども自身が遊びを見つけ,工夫し,創りだしていくとともに,遊びを通じて考える力や根気を養い,児童の健全育成を図っている。

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

V 社会福祉

29 児童の健全育成対策

[こどもの遊び場づくり推進事業]

地域ぐるみで児童が安心して遊べる遊び場の確保等遊び環境を整備する。

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

V 社会福祉

29 児童の健全育成対策

[都市児童健全育成事業]

児童の遊び場の不足,核家族化の進行等,児童の多様な福祉需要に対応するため,民間指導者養成事業,乳幼児健全育成相談事業及びすこやかテレホン事業を実施している。

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

V 社会福祉

29 児童の健全育成対策

[放課後児童対策事業]

昼間,保護者のいない家庭の小学校低学年児童等に対して,児童館等の施設で育成・指導を行い,遊びを主とする健全育成活動の推進を図っている。

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

V 社会福祉

29 児童の健全育成対策

[児童手当]

児童手当制度は、児童を養育している家庭に児童手当を支給することにより、児童養育家庭の生活の安定に寄与し、次代を担う児童の健全育成及び資質の向上に資することを目的としている。

平成4年1月から、世代間扶養及び育児支援の強化の観点から行われた支給対象の拡大、支給額の改善、支給期間の重点化などを内容とする制度改正が施行されている。

児童手当制度

児 童 手 当 制 度	
支給対象	第1子以降
支給額 (月額)	第1子 5,000円 第2子 5,000円 第3子以降 10,000円
支給期間	3歳未満
所得制限	平成5年度 358.9万円(4人世帯収入ベース)
特例給付	児童手当の所得制限により手当を受けられない被用者等について、全額事業主負担により、児童手当と同額の給付を行う。 特例給付に係る所得制限は、平成5年度625.0万円(4人世帯収入ベース)
費用負担	被用者分 事業主7/10 国2/10 地方1/10 非被用者分 国4/6 地方2/6 特例給付分 事業主 10/10

児童手当支給状況

児童手当支給状況

(平成4年度)

	受給者数	支給対象児童数	支給額
	人	人	千円
総数	2,415,371	2,652,943	214,730,283
うち特例給付 被用者	1,612,281	1,750,849	133,425,555
うち特例給付 非被用者	1,711,907	1,867,967	147,329,664.5
公務員	1,302,060	1,409,226	105,949,582.5
うち特例給付	377,223	424,916	38,370,873.5
	326,241	360,060	29,029,745
	310,221	341,623	27,475,972.5

(注) 受給者数及び支給対象児童数は、平成5年2月末現在のものである。
資料：厚生省児童家庭局「平成4年度児童手当事業年報」

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

V 社会福祉

30 母子保健対策

母子保健対策では、母と子の健康の保持増進を図ることを主たる目的として、保健指導、健康診査、医療の援助をはじめ、母子保健に関する知識の普及、母子健康手帳の交付など総合的な施策を推進している。

母子保健対策の概要

母子保健対策の概要 (平成4年6月現在)

	思春期	結婚	妊娠	出産	1歳	2歳	3歳
健康診査等			妊産婦健康診査	乳幼児健康診査 ↑ 先天性代謝異常等検査	1歳6か月児健康診査 ↑ 神経芽細胞腫検査		3歳児健康診査 ↑
			← B型肝炎母子感染防止 →				
保健指導等	母子保健相談指導事業 (婚前学級)(新婚学級)		(母親学級)	(育児学級)			
	思春期教室		妊産婦の届出及び母子健康手帳の交付				
	思春期における保健福祉体験学習事業		母子栄養健康づくり事業				
	健全母性育成事業		地域母子保健特別モデル事業				
	思春期クリニック				小児肥満予防教室		
	家族計画特別相談事業 (遺伝相談)				乳幼児健全発達支援相談指導事業		
			出産前小児保健事業(新規)				
医療援助等			妊産婦中毒症等の療養援護				
				未熟児養育医療			
				育成医療 療育の給付 小児慢性特定疾患治療研究事業 補装具給付 療育指導			
			(周産期医療施設整備事業)				
その他					病児デイケアパイロット事業(新規)		

母子保健関係指標の推移

母子保健関係指標の推移

年次	出生率 (人口千対)	乳児死亡率 (出生千対)	新生児死亡率 (出生千対)	周産期死亡率 (出生千対)	妊産婦死亡率 (出生10万対)	死産率 (出産千対)
昭和40年	18.6	18.5	11.7	30.1	87.6	81.4
50	17.1	10.0	6.8	16.0	28.7	50.8
60	11.9	5.5	3.4	8.0	15.8	46.0
平成2	10.0	4.6	2.6	5.7	8.6	42.3
3	9.9	4.4	2.4	5.3	9.0	39.7
4	9.8	4.5	2.4	5.2	9.2	38.9

資料：厚生省大臣官房統計情報部「人口動態統計」

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

V 社会福祉

30 母子保健対策

[妊娠届・母子健康手帳]

妊娠した者は、まず市町村に妊娠の届出をし、母子健康手帳の交付を受けることとなっている。母子健康手帳は、妊娠、出産、育児に関する一貫した健康の記録簿であり、健康診査や保健指導にも必要な基礎資料となる。

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

V 社会福祉

30 母子保健対策

[妊産婦及び乳幼児の健康診査]

妊産婦・乳幼児の健康診査は、妊娠中毒症や心身障害等の異常を早期に発見し、適切な援助等を行い、母性及び乳幼児の健康の保持増進を図るうえできわめて重要な施策である。この健康診査は保健所で行われているほか、特に妊婦と乳児の健康管理を徹底するため、医療機関においても妊娠前期、後期の2回、乳児期に2回健康診査を無料で受診できるようになっている。

また、市町村においては1歳6か月児に対し健康診査を行っているほか、母子保健法では満3歳を超え満4歳に達しない幼児について、健康診査の実施を都道府県に義務づけている。

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

V 社会福祉

30 母子保健対策

[妊産婦及び乳幼児の保健指導]

保健指導は、妊娠、出産、育児に関して保健上必要な注意、助言を与えるものであり、一般には保健所や医療機関で行われている。

訪問指導については、妊産婦、新生児、未熟児に対して必要に応じて、医師、助産婦、保健婦がその家庭を訪問して保健指導を行っている。

また、健全母性育成事業として、思春期に特有の問題について、きめ細かな相談を電話や面接により実施している。

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

V 社会福祉

31 母子家庭等の福祉対策

母子家庭は、経済的、社会的、精神的に不安定な状態におかれがちであり、その家庭の児童の健全育成のために必要な保護、指導、助成等を行うとともに、母親に対しては、自らが健康で文化的な生活を営みつつ、その養育責任を遂行できるように必要な援助を行っている。

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

V 社会福祉

31 母子家庭等の福祉対策

[経済的援助]

死別母子世帯には、遺族年金、遺族基礎年金が支給されるほか、生別母子世帯には、児童扶養手当が支給される。また、母子(寡婦)福祉資金を低利で貸付けることにより、経済的自立を図っている。さらに、寡婦控除等税制面でも優遇措置がとられている。

児童扶養手当

児童扶養手当

目的	離婚等により父がいない母子家庭の生活の安定と自立の促進に寄与することにより、児童の福祉の増進を図ること	
受給者	父母の離婚等により父と生計を同じくしない18歳未満(一定の障害のある場合は20歳未満)の児童を監護養育している母等	
手当額(月額) (平成5年4月～)	児童1人の場合	38,860円
	児童2人の場合	43,860円
	3人以上児童1人の加算額	2,000円
所得制限 (平成5年8月～)	受給者の前年の年収192万9千円未満(2人世帯) (192万9千円以上382万円未満の場合は、12,850円につき支給停止)なお、孤児等を養育する養育者については、前年の年収781万4千円未満(2人世帯)	
支給方法	受給資格者の申請に基づき、都道府県知事が認定し、金融機関を通じて年3回(4月、8月、12月)支払う。 (ただし、昭和60年7月以前の認定を受けた受給資格者については、国が郵便局を通じて支払う。)	
支給状況 (平成4年度末)	受給者数	567,686人
	支給理由別内訳	
	離婚	485,904人
	死別	14,544人
	未婚の母子	30,813人
	父障害	6,138人
	遺棄	21,126人
	その他	9,161人

資料：厚生省児童家庭局調べ

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

V 社会福祉

31 母子家庭等の福祉対策

[雇用促進]

公的施設内に売店等の設置の申請があった場合は、優先的に許可するほか、たばこ販売小売人の申請があった場合も優先的に許可する等の措置がとられている。

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

V 社会福祉

31 母子家庭等の福祉対策

[住宅]

公営住宅の供給を行うときは、住宅困窮者に対する優先入居及び生活困窮者に対する家賃の減免等の特別の配慮がなされている。

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

V 社会福祉

31 母子家庭等の福祉対策

[生活指導等]

保護を要する母子を入所させ、生活指導を行う母子寮や、母子福祉センター、母子休養ホーム等の母子福祉施設を設置しているほか、福祉事務所に母子相談員を配置し、母子世帯の実情の把握と各種相談に応じ、また、指導を行っている。さらに、母や子が病気になったとき必要な介護及び保育を行う介護人の派遣を行っている。

父子福祉対策

父子福祉対策

生活指導等	児童相談所等における相談指導 父子家庭介護人派遣事業
税制	寡夫控除 ・子ども（総所得金額等が35万円以下の者）を有する父子家庭の父であって所得が500万円以下の者 ・控除額 所得税27万円 住民税26万円

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

V 社会福祉

31 母子家庭等の福祉対策

[専門的な助言,指導等を行う事業]

母子家庭及び寡婦に対する生活,生業等に関する専門的な助言,指導等を行う事業を平成6年1月より実施している。

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

V 社会福祉

32 身体障害者福祉対策

身体障害者福祉対策は、ノーマライゼーションの理念のもと、自立と社会参加の促進のため、在宅福祉サービスや施設福祉サービス等の総合的な施策を推進している。

身体障害者在宅福祉対策の概要

身体障害者在宅福祉対策の概要	
事業名	
障害の軽減・補完、診査・更生相談対策	更生医療の給付 ①
	訪問診査、更生相談 ②
補装具、日常生活用具の給付等	補装具の交付、修理 ③
	日常生活用具の給付等 ④
在宅介護対策	特別障害者手当等の支給 ⑤
	身体障害者ホームヘルプサービス事業 ⑥
	身体障害者短期入所事業 ⑦
社会参加促進、在宅リハビリテーション対策等	身体障害者相談員の設置 ⑧
	「障害者の明るいくらし」促進事業 ⑨
	身体障害者社会参加促進センター運営事業 ⑩
	「住みよい福祉のまちづくり」事業 ⑪
	身体障害者デイサービス事業 ⑫
	身体障害者自立支援事業 ⑬
	在宅重度障害者通所授産事業 ⑭
	身体障害者通所授産施設 ⑮
	身体障害者福祉ホーム運営事業 ⑯
	身体障害者スポーツの振興 ⑰
	障害別福祉事業(委託事業) ⑱
番号	事業の概要
①	身体上の障害を軽くしたり除いたりするための医療 関節形成術、角膜移植術、穿孔閉鎖術、人工透析、ペースメーカーのうめ込み手術等
②	医療、生活、職業等の各種の相談、施設への紹介等
③	身体上の障害を補うための用具の交付、修理 ○補装具の種類 (視覚障害) 盲人安全つえ、義眼、眼鏡、点字器 (聴覚障害) 補聴器 (言語機能障害) 人工喉頭 (肢体不自由) 義肢、装具、座位保持装置、車いす、電動車いす、歩行器等 (ぼうこう又は直腸障害) ストマ用装具
	重度障害者の日常生活がより円滑に行われるための用具の給付等 (下肢・体幹障害) 浴槽、湯沸器、便器、特殊マット、特殊寝台、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、入浴補助用具

④	(上肢障害) (意志伝達) (視覚障害) (聴覚障害) (呼吸器機能障害) (腎臓機能障害) (共通) (貨品目) (共同利用)	特殊機器、電動タイプライター、ワードプロセッサ、電動歯ブラシ 重度障害者用意志伝達装置、携帯用会話補助装置 盲人用テープレコーダー、時計、タイムスイッチ、カナタイプライター、点字タイプライター、電卓、電磁調理器、音声式体温計、秤、点字図書、体重計、視覚障害者用拡大読書器 聴覚障害者用屋内信号装置、聴覚障害者用通信装置 酸素ボンベ運搬車、ネブライザー 透析液加温器 火災警報機、自動消火器、緊急通報装置 福祉電話、ファックス 視覚障害者用ワードプロセッサ
⑤	在宅の重度障害者で、日常生活において常時特別の介護を要する状態にある者等に対し、特別障害者手当等を支給する。 ・特別障害者手当(月額) 24,630円 ・障害児福祉手当(月額) 13,390円 ・福祉手当(経過措置分)(月額) 13,390円 (平成5年4月現在)	
⑥	重度の身体上の障害等のため日常生活を営むのに支障がある身体障害者の家庭を訪問して、食事、洗濯等身のまわりの世話及び外出時の付添いを行う。	
⑦	重度身体障害者を介護している者が疾病等によって家庭における介護が困難な場合、施設に一時保護する。	
⑧	身体障害者の更生相談に応じ、必要な指導を行うとともに福祉事務所など関係機関の業務に対する協力、援護思想の普及を行う。	
⑨	在宅障害者の社会活動への参加と自立を促進するための対策別メニュー事業 ①コミュニケーションの確保等 ②移動 ③生活訓練等 ④生活環境改善 ⑤スポーツ振興 ⑥相談 ⑦啓発・普及 ⑧市町村支援事業	
⑩	障害者が自ら積極的に企画した社会参加促進施策が効果的・効率的に推進されるよう、中央と都道府県・指定都市の身体障害者福祉団体に、調整の窓口として設置し、障害者自らによる社会参加施策の推進を図る。	
⑪	障害者高齢者等の住みよいまちづくりを推進するため、生活環境の改善、福祉サービスの体系的実施、市民啓発の各事業を総合的に実施する。	
⑫	在宅身体障害者が過所して、創作的活動、機能訓練、社会適応訓練等を行い、その自立と社会参加を促進する。	
⑬	公営住宅、身体障害者福祉ホーム等に居住する5人以上の重度の身体障害者を対象として、専任ケアグループによる安定的な介助サービスを提供する。	
⑭	就労の機会が得難い在宅重度障害者等を対象に小規模な通所による軽作業等の援護事業に対する補助	
⑮	雇用困難又は生活に困窮する人を対象とし、必要な訓練を行い、職業を与えて自活させる施設	
⑯	身体上の障害のため家庭で日常生活を営むのに支障のある者に対し、その日常生活に適するよう居室その他の設備を利用して自立した生活を営む施設に対する運営費の補助	
⑰	身体障害者の健康の維持、機能の回復、体力の向上等の効果を上げるとともに、社会生活への適応性の向上を図る。	
⑱	視覚障害者福祉事業(点字・声の図書事業等) 聴覚・言語障害者福祉事業(手話通訳指導者養成研修事業等) 福祉機器開発普及等事業 全国身体障害者総合福祉センター運営事業等	

(注) 番号は、前ページの事業名の番号と対応している。

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

V 社会福祉

33 心身障害児(者)対策

精神薄弱者及び18歳未満の心身障害児(身体障害児及び精神薄弱児)に対しては、在宅サービス及び施設サービス両面においてさまざまな施策を行っている。

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

V 社会福祉

33 心身障害児(者)対策

[在宅福祉対策]

[在宅福祉対策]

心身障害児・者に対する在宅福祉対策		
施策の種類	心身障害児対策	精神薄弱者対策
早期発見 早期療育	先天性代謝異常等検査 健康診査(乳児、1歳6か月児、3歳児) 育成医療の給付	
通所事業 通園事業	心身障害児各種通園施設・通園事業 重症心身障害児通園モデル事業	精神薄弱者援護施設(通所) 精神薄弱者デイサービス事業① 同 左
在宅 サービス	補装具の交付・修理 日常生活用具の給付等 心身障害児・者ホームヘルプサービス事業② 心身障害児・者施設地域療育事業(ショートステイ等)③ 心身障害児・者地域療育拠点施設事業	同 左 同 左 同 左 同 左
社会参加		精神薄弱者地域生活援助事業④ 精神薄弱者生活支援事業 精神薄弱者社会活動総合推進事業 精神薄弱者スポーツの振興 在宅精神薄弱者通所援護事業⑤
就労関連		職親制度⑥ 精神薄弱者社会自立促進モデル事業
総合的 サービス	相談指導(児童相談所等)	療育手帳制度⑦ 同 左(福祉事務所等)

各種主要施策の概要

- ① 在宅の精神薄弱者が通所して文化的活動、機能訓練等を行い、自立を図るとともに生きがいを高める。
- ② 心身障害のため独立して日常生活を営むのに著しく支障のある心身障害児・者のいる家庭に、ホームヘルパーを派遣する。
- ③ 施設機能を在宅の心身障害児・者のために活用する。(ショートステイは、保護者が家庭で介護を行うことが困難であるときに一時的に心身障害児・者を保護するもの)
- ④ 地域で生活する精神薄弱者に対し日常生活上の援護を行い、地域での自立生活を援助する。グループホーム事業ともいう。
- ⑤ 通所による援護事業(小規模作業所)に対し補助する。
- ⑥ 事業経営者等が精神薄弱者を自己の下に預かり必要な訓練を行うことにより、精神薄弱者の自立更生を図る。
- ⑦ 精神薄弱(児)者に対し一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援助措置を受けやすくするため、精神薄弱(児)者に手帳を交付する。

心身障害児・者に対する施設福祉対策の概要

心身障害児・者に対する施設福祉対策の概要

事業名称		事業概要		
施設福祉対策	児童のための施設	児童福祉施設	精神薄弱児施設	精神薄弱の児童を入所させて、保護するとともに、独立自活に必要な知識技能を与える施設(303か所、19,669人)
			自閉症児施設	自閉症を主たる症状とする児童を入所させて、保護するとともに、独立自活に必要な知識技能を与える施設(7か所、334人)
			精神薄弱児通園施設	精神薄弱の児童を日々保護者のもとから通わせて、保護するとともに、独立自活に必要な知識技能を与える施設(215か所、7,907人)
			盲児施設	盲児(強度の弱視を含む。)を入所させて、保護するとともに、独立自活に必要な指導又は援助をする施設(21か所、891人)
			ろうあ児施設	ろうあ児を入所させて、保護するとともに、独立自活に必要な指導又は援助をする施設(17か所、861人)
			難聴幼児通園施設	難聴(難聴に伴う言語障害を含む。)の幼児に対し、早期に聴力及び言語能力の機能訓練を実施、残存能力の開発と障害の除去を行うとともに、家庭で一貫した適切な指導訓練が行えるよう母親等に対して指導訓練の技術等について指導する施設(27か所、890人)
			肢体不自由児施設	上肢、下肢又は体的機能障害のある児童を入所させて治療するとともに、独立自活に必要な知識・技能を与える施設(72か所、8,348人)
			肢体不自由児通園施設	上肢、下肢又は体的機能障害のある児童を通所させて治療するとともに、独立自活に必要な知識・技能を与える施設(原則として、就学前で通園により十分療育効果が得られる児童が対象となる。)(745か所、3,120人)
			肢体不自由児療養施設	上肢、下肢又は体的機能障害のある児童で家庭における養育が困難なものを入所させる施設(9か所、445人)
			重症心身障害児施設	重度の精神薄弱及び重度の肢体不自由が重複している児童を入所させて保護するとともに、治療及び日常生活の指導をする施設(71か所、7,489人)
	心身障害児総合通園センター	心身障害の相談・指導・診断・検査・判定等を行うとともに、時宜を失うことなく障害に応じた療育訓練を行う施設、複数の児童福祉施設の複合体(9か所)		
	心身障害児通園事業	肢体不自由児施設等を利用することが困難な地域に市町村が通園の場を設けて、心身障害児に通園の方法により指導を行い、地域社会が一体となって育成助長を図る事業		
	国立療養所	進行性筋萎縮症児病床	進行性筋萎縮症児入院させて、治療及び日常生活の指導を行う(27か所、2,900人)	
		重症心身障害児病床	重度の精神薄弱及び重度の肢体不自由が重複している児童を入所させて、治療及び日常生活の指導を行う(802か所、8,080人)	
精神薄弱者のための施設	精神薄弱者援護施設	精神薄弱者更生施設(入所)	精神薄弱者を入所させて、保護するとともに、その更生に必要な指導訓練を行う施設(960か所、65,353人)	
		精神薄弱者更生施設(通所)	精神薄弱者を通所させて、保護するとともに、その更生に必要な指導訓練を行う施設(1675か所、6,374人)	
		精神薄弱者授産施設(入所)	精神薄弱者で雇用されることが困難な者を入所させて、自活に必要な訓練を行うとともに、職業を与えて自活させる施設(194か所、12,331人)	
		精神薄弱者授産施設(通所)	精神薄弱者で雇用されることが困難な者を通所させて、自活に必要な訓練を行うとともに、職業を与えて自活させる施設(476か所、17,594人)	
		精神薄弱者福祉ホーム	就労している精神薄弱者が、家庭環境、住宅事情等の理由により住居を求めている場合に低廉な料金で入居させ、社会参加の助長を図るもの(52か所、582人)	
		精神薄弱者通勤寮	就労している精神薄弱者を職場に通勤させながら一定期間通所させて対人関係の調整、余暇の活用、健康管理等独立自活に必要な指導を行うもの(109か所、2,585人)	
		精神薄弱者自活訓練事業	精神薄弱者援護施設の入所者に地域での自立生活に必要な基本的な生活の知識・技術を一定期間集中して個別指導を行うことにより、精神薄弱者の社会参加の円滑化を図るもの	
		精神薄弱者福祉工場	一般企業に就労できない精神薄弱者を雇用し、社会的自立を促進するもの(115か所、375人)	
在宅精神薄弱者サービスセンター	地域において就労が困難な在宅の精神薄弱者が通所して文化的活動、機能訓練等を行うことにより、その自立を図るとともに生きがいをもたらし、生活を豊かにするもの(1か所)			

(注) 事業概要の欄の()内は平成4年10月1日現在の施設数及び定員。
資料：厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉施設調査」及び厚生省児童家庭局調べ

身体障害者施設福祉対策の概要

身体障害者施設福祉対策の概要

事業名		事業の概要
更生施設	1 肢体不自由者更生施設	障害の程度の如何にかかわらず相当程度の作業能力を回復しうる見込みのある人を対象とし、更生訓練を行う施設(入所期間は1年)
	2 視覚障害者更生施設	あんま、はり、きゅう等職業についての知識技能、訓練を行う施設(入所期間2～5年)
	3 聴覚・言語障害者更生施設	更生に必要な治療及び訓練を行う施設(入所期間1年を原則)
	4 内部障害者更生施設	医学的管理の下に更生に必要な指導、訓練を行う施設(入所期間は1年)
	5 重度身体障害者更生授産施設	重度の肢体不自由者を入所させ、家庭復帰に必要な日常生活能力の回復に重点をおいて各種のリハビリテーションを行う施設(入所期間おおむね5年以内)
生活施設	6 身体障害者療護施設	身体上の著しい障害のため常時介護を必要とするが、家庭ではこれを受けることの困難な最重度の障害者を入所させ、医学的管理の下に必要な保護を行う施設
	7 身体障害者福祉ホーム	身体上の障害のため家庭において日常生活を営むのに支障のある身体障害者が自立した生活を営む施設
作業施設	8 身体障害者授産施設	雇用困難又は生活に困窮する人を対象とし、必要な訓練を行い、職業を与えて自活させる施設(最終的には一般事業所に就職若しくは自営等で、自活させることを目的としているので、入所期間は一定ではない)
	9 重度身体障害者授産施設	重度の身体障害のため、ある程度の作業能力を有しながら、特別な設備と職員を準備しなければ、就業不可能な障害者を入所させ、施設内で自活させることを目的とする施設
	10 身体障害者通所授産施設	身体障害者授産施設の一つであり、内容は8と同じであるが、利用者は通所者に限られる
	11 身体障害者福祉工場	生産能力があっても、通勤事情等のため、一般の企業に就職することの困難な車いす障害者等のための工場
地域利用施設	12 身体障害者福祉センター(A型)	身体障害者の各種の相談に 대응するとともに、健康の増進、教養の向上、スポーツ、レクリエーションなど保健・休養のための施設
	13 身体障害者福祉センター(B型)	外出や就労の機会が得られない在宅重度障害者が通所して、創作活動、軽作業、日常生活訓練等を行うための施設
	14 在宅障害者デイサービス施設	創作的活動重点型の身体障害者デイサービス事業を行うための施設
	15 障害者更生センター	障害者、家族、ボランティア等が気軽に宿泊、休養するための施設
	16 点字図書館	盲人の求めに応じて点字刊行物や声の図書館の閲覧貸出しを行う施設
	17 点字出版施設	点字刊行物を出版する施設
	18 聴覚障害者情報提供施設	聴覚障害への字幕(手話)入ビデオカセットの製作や貸出し等を行う施設
	19 補装具製作施設	補装具の製作又は修理を行う施設
	20 盲人ホーム	あんま、はり、きゅう等盲人の職業生活の便宜を図るために施設を利用させ、技術の指導を行う施設
進行性筋萎縮症者の授産		進行性筋萎縮症者の治療、訓練等のため国立療養所及び社会福祉法人等医療機関に委託して行う

身体障害者関係施設の状況

身体障害者関係施設の状況

(平成4年10月1日現在)

番号	事業名	施設数	定員	在所者数	従事者数
1	肢体不自由者更生施設	44	1,911	1,182	933
2	視覚障害者更生施設	16	1,484	1,168	506
3	聴覚・言語障害者更生施設	3	175	134	88
4	内部障害者更生施設	10	530	381	195
5	重度身体障害者更生援護施設	66	4,521	3,844	2,231
6	身体障害者療護施設	237	14,849	14,774	11,121
7	身体障害者福祉ホーム	12	225	219	57
8	身体障害者授産施設	84	4,491	3,809	1,679
9	重度身体障害者授産施設	123	7,949	7,584	2,967
10	身体障害者通所授産施設	139	3,381	3,026	1,225
11	身体障害者福祉工場	28	1,590	1,313	380
12	身体障害者福祉センター(A型)	36	—	—	631
13	身体障害者福祉センター(B型)	175	—	—	2,373
14	在宅障害者デイサービス施設	45	—	—	467
15	障害者更生センター	9	660	—	157
16	点字図書館	74	—	—	595
17	点字出版施設	13	—	—	184
18	聴覚障害者情報提供施設	5	—	—	46
19	補装具製作施設	27	—	—	207
20	盲人ホーム	29	574	—	93

(注) 番号は、前ページの事業名の番号と対応している。
資料：厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉施設調査」

身体障害者の障害の原因別状況

身体障害者の障害の原因別状況

(単位：千人、%)

	3年11月 (1991)	構成割合	62年2月 (1987)	構成割合	増加率
総数	2,722	(100.0)	2,413	(100.0)	112.8
事故	交通事故	115 (4.2)	121 (5.0)	95.0	
	労働災害	186 (6.8)	223 (9.2)	83.4	
	その他の事故	154 (5.7)	157 (6.5)	98.1	
	戦傷病戦災	69 (2.5)	92 (3.8)	75.0	
	小計	525 (19.3)	592 (24.5)	88.7	
疾患	出生時の損傷	97 (3.6)	93 (3.9)	104.3	
	感染症	85 (3.1)	114 (4.7)	74.6	
	中毒性疾患	9 (0.3)	9 (0.4)	100.0	
	その他の疾患	1,172 (43.1)	1,192 (49.4)	98.3	
	その他	226 (8.3)	220 (9.1)	102.7	
小計	1,588 (58.3)	1,627 (67.4)	97.6		
不明	205 (7.5)	194 (8.0)	105.7		
不詳	404 (14.8)	—	—		

資料：厚生省社会・援護局「身体障害者実態調査」

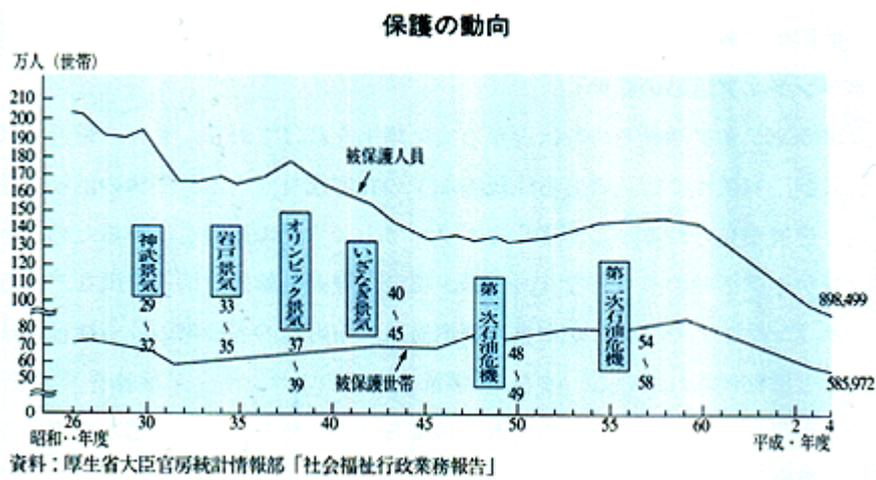
第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

V 社会福祉

34 生活保護制度

保護の動向



第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

V 社会福祉

34 生活保護制度

[生活保護制度]

生活保護は、生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、併せてその自立を助長する制度である。

保護の種類は、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助の7種類であり、要保護者の必要に応じ、単給又は併給として行われる。

1か月平均扶助別人員

(単位：人)		1か月平均扶助別人員				(平成4年度)
被保護人員	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	医療扶助	その他の扶助	
898,499	780,517	646,486	103,800	662,155	2,775	

資料：厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

V 社会福祉

34 生活保護制度

[生活保護の基準]

生活保護のうち、衣食その他日常生活の需要を満たすための生活扶助基準については、一般国民の消費動向に対応して改定するいわゆる水準均衡方式により決定している。

世帯類型別最低生活保障水準

世帯類型別最低生活保障水準(平成5年度)

(単位：円)

	標準3人世帯 33歳男(傷病) 29歳女・4歳子	老人単身世帯 70歳女	老人2人世帯 72歳男・67歳女	母子3人世帯 30歳女・9歳子 4歳子
1級地-1	166,265	102,453	141,551	193,975
1級地-2	159,368	100,588	137,930	187,222
2級地-1	152,471	95,014	130,589	179,188
2級地-2	145,574	93,150	126,968	172,441
3級地-1	133,677	82,576	114,638	159,368
3級地-2	126,780	80,712	111,007	152,614

(注) 1. 各世帯類型に該当する他扶助及び加算等を含む額である。
2. 就労収入のある場合には、収入に応じた額が勤労控除として控除されるため、現実に消費し得る水準としては、上記の額に控除額を加えた水準となる。

第2編

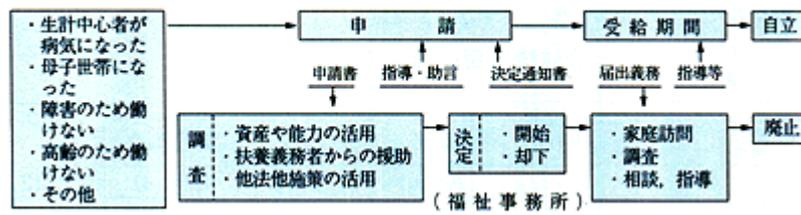
第1部 制度の概要及び基礎統計

V 社会福祉

34 生活保護制度

[生活保護の流れ]

[生活保護の流れ]



第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

V 社会福祉

34 生活保護制度

[生活保護費の決め方]

[生活保護費の決め方]

(最低生活費の計算)

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{生活扶助} \\ \hline \text{基準生活費} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{住宅扶助} \\ \hline \text{家賃等} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{教育扶助} \\ \hline \text{基準額} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{医療扶助} \\ \hline \text{医療費} \\ \hline \end{array} = \text{最低生活費}$$

・このほか、出産、葬祭等がある場合は、その基準額が加えられる。

(収入充当額の計算)

$$\text{平均月額収入} - (\text{必要経費の実費} + \text{基礎控除}) = \text{収入充当額}$$

(扶助額の計算)

$$\text{最低生活費} - \text{収入充当額} = \text{扶助額}$$

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

V 社会福祉

35 民間地域福祉活動

[民生委員・児童委員]

民生委員・児童委員は、厚生大臣の委嘱を受けて、地域住民の福祉向上のため、地域住民の生活状態を把握し、要保護者等への相談及び助言・指導を行うほか、福祉事務所等の行政機関への協力、地域の児童の健全育成などの任務を担っている。

民生委員の改選数の推移

民生委員の改選数の推移

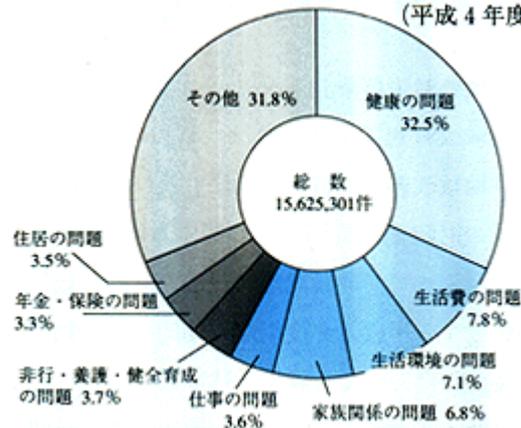
年次	改選数
昭和49年	156,475人
52	163,396
55	167,716
58	173,033
61	177,906
平成元	183,460
4	189,205

資料：厚生省社会・援護局調べ

民生委員(児童委員)の相談指導件数

民生委員(児童委員)の相談指導件数

(平成4年度)



資料：厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」

厚生白書(平成5年版)

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

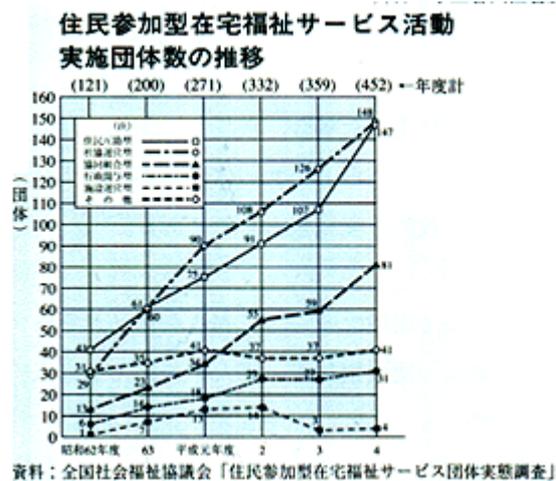
V 社会福祉

35 民間地域福祉活動

[社会福祉協議会]

社会福祉協議会は、地域住民及び公私の社会福祉事業関係者によって構成され、住民の福祉活動への参加の援助や社会福祉を目的とする事業の連絡調整・企画実施を行い、地域における社会福祉を増進させることを目的とする民間団体である。

住民参加型在宅福祉サービス活動実施団体数の推移



第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

V 社会福祉

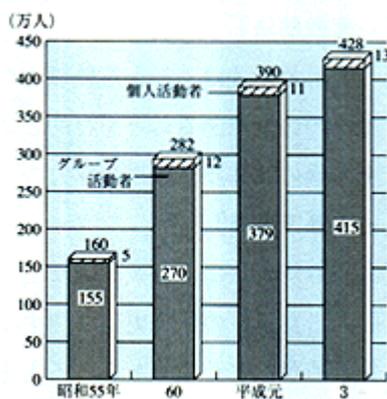
35 民間地域福祉活動

[ボランティア活動の振興]

ボランティア活動者の数は近年着実に増加を続けており、また、最近では会員制、有償性に特色のある住民参加型の在宅福祉サービス団体の活動の急速な進展が見られる。このようなボランティア活動の振興をはかるためにボランティア活動の拠点となり、広報、啓発、登録・斡旋、情報提供などを行うボランティアセンターが中央、都道府県、市町村の各段階の社会福祉協議会などに整備されている。また、「学童・生徒のボランティア活動普及事業」や「ボラントピア事業」、「ふれあいのまちづくり事業」等が実施されている。

ボランティア活動者数の推移

ボランティア活動者数の推移



資料：全国社会福祉協議会調べ

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

V 社会福祉

35 民間地域福祉活動

[共同募金]

国民自らの手で民間社会福祉事業の財源を確保するとともに、国民の社会福祉に対する連帯意識を高める全国的運動で、各都道府県の区域ごとに共同募金会が組織され、社会福祉協議会の意見を聞いてその区域内で社会福祉を目的とする事業を経営する者に配分されている。

共同募金の目標額及び実績額の推移

共同募金の目標額及び実績額の推移

年次	目標額	実績額合計		一般募金		歳末たすけあい	
		金額	対前年 伸率	金額	対前年 伸率	金額	対前年 伸率
	百万円	百万円	%	百万円	%	百万円	%
昭和50年	6,988	9,448	12.8	5,626	13.2	3,822	12.1
55	14,711	17,771	11.4	11,056	14.0	6,715	7.5
60	19,753	21,746	3.8	14,112	5.3	7,633	1.3
平成元	21,662	24,250	3.0	16,038	3.7	8,213	1.7
2	22,262	24,773	2.2	16,469	2.7	8,304	1.1
3	22,653	25,582	3.3	17,027	3.4	8,555	3.1
4	23,399	25,750	0.7	17,118	0.5	8,632	0.9
5	23,895	—	—	—	—	—	—

資料：中央共同募金会調べ

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

V 社会福祉

36 暮らしを支える社会福祉

[地域改善対策事業]

地域改善対策については、昭和44年の「同和対策特別事業法」、昭和57年の「地域改善対策特別措置法」及び昭和62年の「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(地対財特法)」に基づき、平成3年度に至るまで、同和問題解決のための諸施策を推進してきた。「地対財特法」が失効する平成4年度以降も物的事業が相当程度見込まれ、啓発等の非物的事業の面においても課題が残されていることから「地対財特法」の制定の趣旨を踏まえつつ、その一部を改正して5年間の延長を図り、同和問題の完全解決を目指すこととしたところである。

地域改善対策事業関係施設数の年次推移

地域改善対策事業関係施設数の年次推移

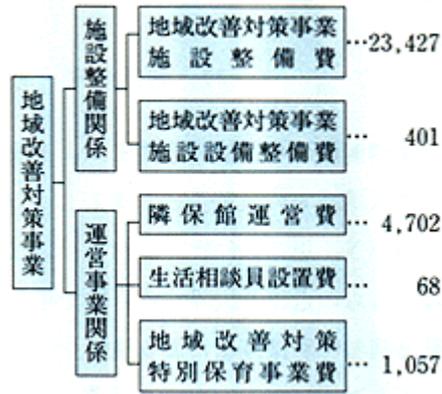
	平成2年度 以 前	3	4
総 数	36,360	514	437
隣 保 館	1,074	9	1
共 同 浴 場	323	—	—
共同作業場	519	13	2
下水排水路	6,500	53	81
共 同 井 戸	312	—	—
地 区 道 路	25,194	397	328
橋 梁	833	17	15
火 葬 場	120	5	—
そ の 他	1,485	20	10

資料：厚生省社会・援護局調べ

地域改善対策事業の概要

地域改善対策事業の概要(平成5年度予算額)

(単位:百万円)



第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

V 社会福祉

36 暮らしを支える社会福祉

[災害救助法]

災害救助法は、一定規模以上の災害が発生した場合、被災者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的としており、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に応急救助を実施するものである。

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

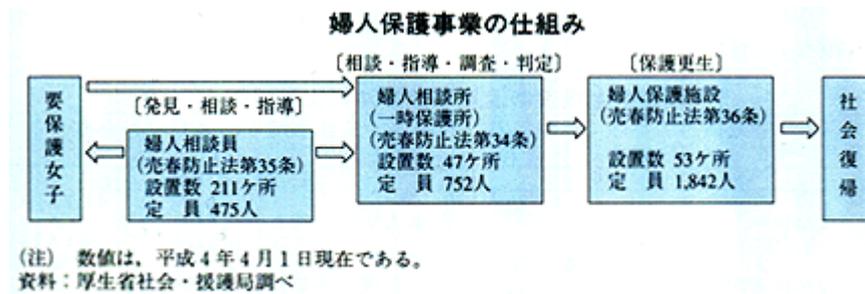
V 社会福祉

36 暮らしを支える社会福祉

[婦人保護事業]

売春防止法による要保護女子(性行又は環境に照らして売春を行うおそれのある女子)の保護更生に関する業務は、婦人相談所、婦人相談員及び婦人保護施設などが中心となって実施している。

婦人保護事業の仕組み



第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

V 社会福祉

36 暮らしを支える社会福祉

[消費生活協同組合]

消費生活協同組合は、一定の地域又は職域において組合員の生活の文化的・経済的改善向上を図ることを目的とした、非営利の自発的な相互扶助組織である。

生協の組合数等の年次推移

年次	組合数 (連合会を含む)	組合員数	購買事業 年間事業高	利用事業 年間事業高	共済事業 共済契約高
昭和62年度	1,290組合	3,223万人	20,674億円	2,595億円	3,499千億円
63	1,271	3,373	22,334	2,700	3,707
平成元	1,267	3,525	23,816	2,911	3,659
2	1,259	3,700	26,489	3,223	3,937
3	1,237	3,849	28,401	3,381	4,715

資料：「消費生活協同組合（連合会）実態調査」

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

V 社会福祉

36 暮らしを支える社会福祉

[生活福祉資金貸付制度]

生活福祉資金貸付制度は、低所得世帯等に対し、その経済的自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を営むことができるよう資金の貸付と民生委員等による援助指導を行う制度である。

生活福祉資金貸付条件及び貸付実績(例)

	貸付条件(平成5年度)			貸付実績 (平成4年度 貸付金額)
	貸付限度額	据置期間	償還期限	
更生資金	円以内 生業費(特別) 2,400,000	1 以内 年	7 以内 年	1,716百万円
住宅資金	1,250,000 (特別 2,000,000)	6 月	6 年 (特別 7 年)	3,903百万円
修学資金	修学費高校 月25,000	6 月	20 年	5,808百万円

資料：厚生省社会・援護局調べ